

令和7年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	呉市学校給食食材費高騰対策事業(中学校給食)	① 食材価格の高騰が続く中においても、引き続き栄養バランスや量を確保した給食を提供するとともに、保護者の負担軽減を図るため、中学校給食に係る食材価格高騰分を負担 ② 食材費高騰分による本来の給食費値上げ相当分を据置するための賄材料費増分経費 ③【令和8年度実施分】 中学校給食運営事業:122円×4,399人×190日 共同給食管理運営事業:122円×525人×190日 ④ 生徒の保護者(教職員分を除く)	R8.3	R8.4以降
2	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	保育所等副食費等(二ヶ月相当分)無料化事業(R7予備費)	①保育所等の副食費について、2ヶ月相当額を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。 ②私立保育所等児童の副食費2ヶ月相当額、事務費 ③対象者3,330人*副食費4,500円*2ヶ月=29,970千円 事務費(事務消耗品費、郵送料、振込等手数料)330千円 (うち、交付金充当額R7予備費16,601千円、R7補正13,699千円) ※R7補正分は事業No25に掲載 ④私立保育所等に通所する児童がいる世帯(副食費相当額を私立保育所等へ交付) なお、教職員の給食費については無償化の対象外。	R7.9	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	呉市学校給食費(二ヶ月相当分)無料化事業(R7予備費)	①呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校において提供する学校給食について、事業者を通じて2ヶ月分の学校給食費を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。 ②呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の給食費二ヶ月分 ③給食単価250円*7,560人*20日*2=75,600千円 給食単価260円*665人*20日*2=6,916千円 給食単価290円*40人*20日*2=464千円 給食単価300円*4,585人*20日*2=55,020千円 (うち、交付金充当額75,610千円、一般財源62,390千円) (うち、交付金充当額R7予備費75,610千円、R7補正62,390千円) ※R7補正分は事業No26に掲載 ④呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒がいる子育て世帯(負担金は給食協会等に対して交付する) なお、教職員の給食費については無償化の対象外。	R7.9	R8.3
4	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ家電購入促進事業	①家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、エネルギー消費性能の優れた家電製品を購入する世帯に対し補助金を交付 ②購入助成金 50,000千円 (対象経費の20%、上限30千円) 委託料 9,317千円 (給付金事務運営業務:7ヶ月間) ③約1,800世帯(R5年,R6年,R7年実績) 27,778円×約1,800件=50,000千円 (過去3年実績を踏まえた1件あたりの平均助成金額及び想定件数) ④対象の家電(省エネエアコン・冷蔵庫)を買い換えた世帯	R8.3	R8.4以降
5	⑤省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	省エネ設備導入事業	①家庭におけるエネルギー費用負担軽減の観点から、冷暖房費の削減につながる住宅の断熱窓への改修支援が効果的であるため、断熱性能の高い断熱窓や、家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するため、エコキュートを導入するものに対し補助金を交付 ②断熱窓 導入補助金 3,000千円 (上限100千円、導入想定件数30件) エコキュート 導入補助金 4,500千円 (定額30千円、導入想定件数150件) ③断熱窓:上限100千円×30件=3,000千円 エコキュート:定額30千円×150件=4,500千円 ④対象設備を導入したもの	R8.3	R8.4以降
6	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業賃上げ促進事業	①物価高騰に対する、市内企業への従業員の待遇改善及び賃上げ環境の整備に関する支援 ②市内中小企業者等の基本給の引き上げに対する補助及び事務費。また、賃上げ環境の整備に係るシンポジウム及びセミナーの開催費。 ③賃上げた従業員1人当たり50千円×4,000人 賃上げ環境の整備に係る上乗せ50千円×3,000人 上乗せ要件①生産性の向上(1名以上の従業員がAI導入等の生産性向上に係る研修を受講) 上乗せ要件②取引適正化(パートナーシップ構築宣言の実施) 上乗せ要件③女性・若者活躍(くるみん等を始めた)、女性・若者活躍に関する国・県の認定) シンポジウム及びセミナー開催費 10,000千円 事務局経費 20,000千円 ④市内に事業所を有する中小企業等(医療法人、社会福祉法人等を含む)	R8.3	R8.4以降
7	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業脱炭素化促進事業	①エネルギー等の物価高騰の影響を受けた市内中小企業等に対し、脱炭素化促進に向けた助成をすることで、サプライチェーンでの生き残り等を支援する。 ②脱炭素経営に係る計画策定補助及びそれに基づく設備導入補助並びに事務費 ③計画策定2,000千円×10社、設備導入5,000千円×18社、事務費5,228千円 ④市内に事業所を有する中小企業等	R8.3	R8.4以降
8	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	旅客船事業者燃料価格高騰対策事業	①エネルギー価格高騰の影響を受けた旅客船事業者への支援策として、定期航路の事業継続のために事業者へ支援する。 ②事業者が運行しているフェリー・高速船 ③フェリー 1,000千円×6隻 高速船 500千円×6隻・50千円×3隻 ④呉市港湾施設を利用する旅客船事業者(4者)	R8.3	R8.4以降
9	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	市場管理運営事業	①電気料金の上昇(高止まり)を受け、厳しい経営状況にある卸売業者等の経営を支援することで、安全な食料品を公正な価格で消費者へ供給できるよう、安定的な食料品の供給確保を図る。 ②電気料金高騰分の一部に対する補助(交付金) ③R6年度使用実績と物価上昇前のR3年度使用実績の差分を物価高騰分として補助する。 R6使用実績24,242千円-R3使用実績18,679千円=6,000千円(交付金を充当) ④卸売業者、仲卸業者	R8.3	R8.4以降
10	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	産地育成・産地消推進事業【施設園芸農家燃油等価格高騰対策事業】	①エネルギー等の物価高騰の影響により、農家経営を圧迫している状況において、経営費に占める燃料費の割合が極めて高い施設園芸農家を支援するため、燃料費等の一部を補助する。このことにより経営の安定と施設園芸作物の安定生産を図る。 ②園芸施設で使用する燃油・電力購入費価格高騰分に対する補助(交付金) ③重油:(重油の全国平均単価(R6.10~R7.6)107.8円-基準単価85.5円)×R5購入実績325,000L×0.5=3,624,000円 灯油:(重油の全国平均単価(R6.10~R7.6)107.8円×1.06(114.2円)-基準価格90.6円)×R5購入実績18,000L×0.5=213,000円 電力:R7年度事業見込:510,000円 重油分+灯油分+電力分=5,000千円(交付金を充当) ④呉市内で350㎡以上の加温栽培を行う園芸施設を有する者	R8.3	R8.4以降

11	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産業振興支援事業 【漁業者燃油等価格高騰対策事業】	①燃油価格の急激な高騰により、漁業者の経営が圧迫されているため燃油価格高騰分の一部を補助し、経営の継続・維持を図る。 ②漁業経営に係る燃油購入費価格高騰分に対する補助(交付金・委託料) ③1.燃油等価格高騰助成(交付金):10円/L(燃油価格高騰分20円/Lの1/2)×R6購入実績3,400,000L=34,000千円 2.交付金受付業務(委託料)呉漁業協同組合連絡協議会へ、50千円/1漁協(固定費)×14漁協+1千円/回(手間賃)×594人(正組合員数)×1回(申請回数)+6.8千円/日(協議会臨時職員)×13日/月×4ヶ月=1,648千円×1.1≒1,800千円 合計34,000千円+1,800千円=35,800千円(交付金を充当) ④市内漁業協同組合(14漁協)に所属する正組合員(594人)	R8.3	R8.4以降
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	水産業振興支援事業 【かき養殖再生産緊急支援事業】	①社会情勢の変化により生じたかき養殖業経営体への物価高騰対策として、資材等価格の高止まりかつ、自然環境の変化によるかきへい死により経営環境が悪化している中でも、事業再構築に向けて取り組む経営体に対して、生産量を確保するために新たに必要となった養殖の準備に係る経費を県及び漁業協同組合と協調して支援し、かき養殖業経営体の安定化を図る。 ②かき養殖業者のかき筏仕立て直しに係る経費に対する補助に要する経費 ③250千円/台×1,000台(想定事業量)=250,000千円(交付金を充当) ④呉市内のかき養殖事業者	R8.3	R8.4以降
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	産地育成・産地地消推進事業 【農業者肥料等価格高騰対策事業】	①農業生産において不可欠な資材である肥料や飼料の昨今の物価高騰による農業経営への影響を緩和するため、肥料等の購入経費の一部を助成する。このことにより、農業者が安定した生産活動を維持できるよう支援する。 ②農業者が使用する肥料等購入費価格高騰分に対する補助(交付金) ③肥料価格高騰対策補助金:10,000千円 ・対象経費:R8年肥料購入費の3/10(価格高騰分) ・補助金額:対象経費の1/2(100円未満切り捨て)、上限額200千円 飼料価格高騰対策補助金:2,000千円 ・対象経費:R8年飼料購入費の3/10(価格高騰分) ・補助金額:対象経費の1/2(100円未満切り捨て)、上限額1,000千円 合計:12,000千円(うち6,800千円に交付金を充当) ④ ・肥料価格高騰対策補助金:年間(R8.1.1~R8.12.31)の肥料購入金額が200千円以上(堆肥購入費は除く)、市内の認定農業者、新規認定農業者、販売農家、農業法人等(約100名) ・飼料価格高騰対策補助金:年間(R8.1.1~R8.12.31)の飼料購入金額が1,000千円以上で、市内の認定農業者(畜産業2名)	R8.3	R8.4以降
14	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童会管理運営事業	①物価が高騰する中において、影響を受けている児童施設の運営事業者に対して、安定した運営体制を保つため、光熱費の価格高騰分を支援 ②光熱費価格高騰分に係る給付金 ③民設放課後児童会:4事業者200千円(一律50千円) ④民設放課後児童会(有限会社エビック):4施設(定員50人)	R8.3	R8.4以降
15	①食料品の物価高騰に対する特別加算	公立・私立保育所等給食食材費高騰対策事業	①物価高騰の影響を受けている子育て世代に対し、更なる経済的負担を求めることなく、栄養価の高い良質な給食を提供するために必要となる給食価格と現在、実施している給食価格との差額部分について、呉市が負担するもの。 ②(1)私立保育所等に対する食材購入費の増額相当分の助成(74施設) (2)公立保育所の食材購入費の増額に係る費用(11施設) ③(1)3~5歳:1,500円×2,500人×12月=45,000,000円 0~2歳:750円×1,300人×12月=11,700,000円 (2)3~5歳:1,500円×300人×12月=5,400,000円 0~2歳:750円×150人×12月=1,350,000円 ④児童の保護者(教職員分を除く)	R8.3	R8.4以降
16	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(児童施設)	①物価が高騰する中において、影響を受けている児童施設の運営事業者に対して、安定した運営体制を保つため、光熱費の価格高騰分を支援 ②光熱費価格高騰分に係る給付金 ③私立保育所等(私立保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設、新制度幼稚園74施設):4,900円×4,906人≒24,500,000円 ④児童施設を運営する事業者	R8.3	R8.4以降
17	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	母子生活支援施設運営事業	①物価が高騰する中において、入居者へのサービスの質を維持しつつ安定的に事業運営ができるよう、光熱費の増額相当分について、施設に対する助成を行うもの。 ②光熱費価格高騰分に係る給付金 ③単価1,800円×定員10世帯×12月×1施設=220千円(1万円未満切上げ) ④母子生活支援施設:1施設(定員10世帯)	R8.3	R8.4以降
18	①食料品の物価高騰に対する特別加算	呉市学校給食食材費高騰対策事業(小学校給食)	①食材価格の高騰が続く中においても、引き続き栄養バランスや量を確保した給食を提供するとともに、保護者の負担軽減を図るため、小学校給食に係る食材価格高騰分を負担 ②食材費高騰分による本来の給食費値上げ相当分を据置するための賄材料費増分経費 ③【令和8年度実施分】 小学校給食運営事業: 50円×6,907人×190日≒65,700千円 60円×547人×190日≒6,300千円 共同給食管理運営事業: 50円×345人×190日≒3,328千円 60円×56人×200日≒672千円 ④児童の保護者(教職員分を除く)	R8.3	R8.4以降
19	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	呉市交通事業者燃油価格等高騰対策事業	①燃油価格や車両管理費等の高騰によって、運行費用が大幅に増加していることから、交通事業者はさらなる経営困難に直面している。市民の生活を支える交通手段を提供している交通事業者の事業継続を支援するために、補助金を交付する。 ②バス・乗合タクシー、タクシー、フェリー、その他船舶1台(隻)当たりの支援金 (1)バス・乗合タクシー 200台×150千円=30,000千円 (2)タクシー 468台×50千円=23,400千円 (3)フェリー 2隻×500千円=1,000千円 (4)その他船舶 3隻×150千円=450千円 (1)+(2)+(3)+(4)=54,850千円 ④交通事業者	R8.3	R8.4以降
20	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	呉市医療機関・社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(第2次)	①物価高騰の影響を受けている医療機関や、介護及び障害福祉サービス事業を運営する法人等に対して、光熱費に対する支援を行い価格高騰の負担を軽減する。 ②光熱費価格高騰分に係る給付金 ③(1)医療機関等(457件) 91,575千円 ・病院 1,800円×病床数×9月(万円単位切り上げ) ・①診療所、②歯科医院、③調剤薬局については定額給付 (①有床260千円・無床75千円、②75千円、③50千円) (2)社会福祉施設等(568件) 158,370千円 ・単価×定員数×12月(万円単位切り上げ) (単価:施設系1,800円、短期入所系1,200円、通所系600円) ※定員数の定めのない訪問系・相談の事業者は一律5万円を給付 (3)事務費 4,560千円(委託料、郵便料) ④医療機関等を運営する事業者	R8.3	R8.4以降

21	④消費下支え等を通じた生活者支援	保育所等副食費等(二ヶ月相当分)無料化事業(R7補正)	<p>①保育所等の副食費について、2ヶ月相当額を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。</p> <p>②私立保育所等児童の副食費2ヶ月相当額、事務費</p> <p>③対象者3,330人*副食費4,500円*2ヶ月=29,970千円 事務費(事務消耗品費、郵送料、振込等手数料)330千円 (うち、13,699千円へ国のR7補正予算分を充当)</p> <p>④私立保育所等に通所する児童がいる世帯(副食費相当額を私立保育所等へ交付) なお、教職員の給食費については無償化の対象外。</p>	R7.9	R8.3
22	①食料品の物価高騰に対する特別加算	呉市学校給食費(二ヶ月相当分)無料化事業(R7補正)	<p>①呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校において提供する学校給食について、事業者を通じて2ヶ月分の学校給食費を無料化することで、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている子育て世帯を支援するもの。</p> <p>②呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒の給食費二ヶ月分</p> <p>③給食単価250円*7,560人*20日*2=75,600千円 給食単価260円*665人*20日*2=6,916千円 給食単価290円*40人*20日*2=464千円 給食単価300円*4,585人*20日*2=55,020千円 (うち、62,390千円へ国のR7補正予算分を充当)</p> <p>④呉市立の小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒がいる子育て世帯(負担金は給食協会等に対して交付する)なお、教職員の給食費については無償化の対象外。</p>	R7.9	R8.3
23	④消費下支え等を通じた生活者支援	原油価格・物価高騰対策水道基本料金免除事業	<p>①市民や市内事業者の水道基本料金(8ヶ月分)を免除することで、食料品等の物価高騰分の負担を軽減するため、一般会計予算から呉市水道事業会計に補助する。</p> <p>②市内水道利用者(国、県、市及び独立行政法人を除く)の水道基本料金</p> <p>③水道基本料金免除額1,240,000千円 (免除対象約106千件の1期当たり基本料金免除見込額 310,000千円 × 4期) 免除に伴うシステム改修費 6,000千円</p> <p>④市内水道利用者(国、県、市及び独立行政法人を除く)</p>	R8.3	R8.4以降
24	④消費下支え等を通じた生活者支援	未給水地域への物価高騰対策支援給付金事業	<p>①国の重点交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市民生活を支援するため、水道基本料金減免事業に合わせて、未給水地区や上水道未利用の世帯・事業者を対象として、4期分(8カ月分)の水道基本料金相当分を給付する。</p> <p>②水道基本料金相当分の給付に要する経費。</p> <p>③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交付金(4期分):対象者(約1,700世帯)×水道基本料金(平均額:2,800円)×4期分=19,040千円</li> <li>・需用費(封筒等):240千円</li> <li>・役務費(郵便料):320千円</li> </ul> <p>④上水道未給水地区に居住する世帯・事業者、上水道未利用の世帯・事業者。(国、県、市及び独立行政法人を除く)</p>	R8.3	R8.4以降